美作市水道施設維持管理業務委託

特記仕様書

美作市　都市整備部上下水道課

本業務の施行にあたっては、美作市水道施設維持管理業務委託仕様書に基づき、実施するものとし、仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

なお、施設の件数については、配水池と加圧ポンプ等、同一箇所の場合もあるが、それぞれで件数表示をしている。

1.各地区毎の施設

地区名	取水場	浄水場	配水池	加圧ポンプ	計
美作地区		1	13	12	26
英田地区	2	1	13	14	30
作東地区	1	1	42	14	58
勝田地区	4	1	15	11	31
大原地区	3	1	8	9	21
東粟倉地区	2	2	5	2	11
計	12	7	96	62	177

2.施設の名称及び所在地(仕様書第1章第4条)、巡視点検(仕様書第2章第26条)

地区名	項目	番号	名称	追塩装置	所在地	施設概要	同一箇所	最低点検回数
美作地区	浄水場	1	美作浄水場		美作市楢原下160	急速ろ過式 取水ポンプ φ200×5.6m3/min×15kw 1台 φ250×6.7m3/min×15kw 1台 φ150×3.5m3/min×11kw 1台 送水ポンプ φ200×3.6m3/min×30kw 3台		1回/1日
	配水池	2	新本配水池		美作市楢原下210-2	V=1,900m3	3	1回/3ケ月
		3	本配水池		美作市楢原下210-2	V=1,900m3	2	
		4	田殿配水池		美作市田殿2146-2	V=134m3		
		5	楢原配水池		美作市楢原上926-49	V=900m3		
		6	山外野配水池		美作市山外野1191-4	V=142m3		
		7	海田配水池		美作市海田79-2	V=78m3		
		8	大山配水池		美作市巨勢1416-5	V=16m3		
		9	豊国高区配水池		美作市上相821-12	V=900m3	23	
		10	中山高区配水池		美作市入田484-1	V=1,500m3		
		11	中山低区配水池		美作市大井が丘700-586	V=205m3		
		12	下大谷配水池		美作市下大谷135-48	V=50m3		
		13	安蘇配水池		美作市安蘇814-3	V=108m3		
		14	奥大谷配水池	有				1回/1週間
	加圧ポンプ	15	田殿加圧ポンプ室		美作市田殿76-5	φ65×0.3m3/min×11kw 2台		1回/1カ月
		16	楢原加圧ポンプ室		美作市楢原上255-1	φ100×1.05m3/min×22kw 1台 φ100×1.05m3/min×26kw 1台		
		17	山外野加圧ポンプ室	有	美作市山外野935-2	φ65×0.45m3/min×11kw 2台		1回/1週間
		18	大山加圧ポンプ室		美作市海田1945-6	φ32×0.1m3/min×5.5kw 2台		1回/1カ月
		19	上相加圧ポンプ室		美作市上相1448-2	φ65×0.7m3/min×15kw 2台		
		20	中山加圧ポンプ室		美作市入田430-21	φ150×2.71m3/min×7.5kw 2台		
		21	中山第二加圧ポンプ室	有	美作市中山674-8	φ50×0.45m3/min×5.5kw 2台	24	1回/1週間
		22	下大谷加圧ポンプ室		美作市下大谷131-1	φ32×0.1m3/min×1.5kw 2台		1回/1カ月
		23	安蘇加圧ポンプ室		美作市安蘇687-2	φ50×0.18m3/min×7.5kw 2台		
		24	間山増圧ポンプ室		美作市上相821-13	φ40×0.4m3/min×7.5kw 2台	9	
		25	中山第二増圧ポンプ室		美作市中山674-8	φ40×0.3m3/min×3.7kw 2台	20	
		26	奥大谷加圧ポンプ場		美作市奥大谷1-1	V=0.8m3 φ25×0.025m3/min×1.5kw		1回/1カ月

2.施設の名称及び所在地(仕様書第1章第4条)、巡視点検(仕様書第2章第26条)

地区名	項目	番号	名称	追塩装置	所在地	施設概要	同一箇所	最低点検回数
英田地区	取水場	1	取水ポンプ井		美作市福本566-3	φ80×1.5m3/min×7.5kw 3台	2	1回/3日
		2	第2取水井				1	
	浄水場	3	英田浄水場		美作市井口41-1	急速ろ過式 φ65×0.5m3/min×11kw 2台 φ125×2m3/min×45kw 2台		1回/1日
	配水池	4	福本配水池		美作市福本931-9	V=210m3		1回/3ケ月
		5	鍋山配水池		美作市尾谷1294-6	V=20m3		
		6	別所配水池		美作市中河内66-2	V=53m3		
		7	名杭配水池		美作市下山950	V=30m3		
		8	中磯配水池		美作市真神1352	V=1,400m3		
		9	小井原配水池		美作市中川1710-2	V=190m3		
		10	谷口配水池		美作市北900-2	V=106m3		
		11	高去配水池		美作市横尾1315-2	V=20m3		
		12	空調整池		美作市上山902-2	V=370m3	28	
		13	薬師堂調整池		美作市上山1976-6	V=350m3	29	
		14	妙見山配水池		美作市上山2358-6	V=1,100m3		
		15	段第一減圧槽		美作市上山2994-2	V=10m3		
		16	段第二減圧槽		美作市上山3796-3	V=10m3		
	加圧ポンプ	17	火打谷加圧ポンプ室		美作市尾谷1164-3	φ40×0.15m3/min×7.5kw 2台		1回/1カ月
		18	別所加圧ポンプ室		美作市英田青野982-1	φ50×0.16m3/min×5.5kw 2台		
		19	名杭加圧ポンプ室		美作市下山961	φ40×0.2m3/min×2.2kw 2台		
		20	渡瀬加圧ポンプ室		美作市中川2334-5	φ50×0.16m3/min×5.5kw 2台		
		21	芦谷加圧ポンプ室		美作市中山1289-2	φ50×0.16m3/min×7.5kw 2台		
		22	横川加圧ポンプ室		美作市滝宮610-1	φ40×0.1m3/min×5.5kw 2台		
		23	横川受水槽		美作市滝宮611-5	V=60m3		
		24	亀石加圧ポンプ室		美作市滝宮859-1	V=16.1m3 32A×0.12m3/min×4.0kw 2台		
		25	横尾第一加圧ポンプ室		美作市横尾250-1	φ40×0.1m3/min×5.5kw 2台		
		26	横尾第二加圧ポンプ室		美作市横尾1000	φ40×0.1m3/min×5.5kw 2台		
		27	上山加圧ポンプ室		美作市中川450-4	φ65×0.8m3/min×37kw 2台		
		28	空加圧ポンプ室		美作市上山902-2	φ50×0.125m3/min×11kw 3台	12	
		29	薬師堂加圧ポンプ室		美作市上山1976-6	φ40×0.2m3/min×15kw 3台	13	
		30	椿谷増圧ポンプ室		美作市井口964-2地先	φ50×0.45m3/min×3.7kw 2台		

2.施設の名称及び所在地(仕様書第1章第4条)、巡視点検(仕様書第2章第26条)

地区名	項目	番号	名称	追塩装置	所在地	施設概要	同一箇所	最低点検回数
作東地区	取水場	1	松脇取水場		美作市松脇198	取水ポンプ φ80×1.36m3/min×5.5kw 3台 φ80×0.3m3/min×3.7kw 2台 導水ポンプ φ100×1.6m3/min×18.5kw 3台		1回/3日
	浄水場	2	松脇浄水場		美作市松脇220	急速ろ過式 φ100×0.84m3/min×55kw 5台		1回/1日
	配水池	3	第1配水池		美作市日指510	V=350m3		1回/3ケ月
		4	中央配水池		美作市日指510	V=1,500m3		
		5	中央公園配水池		美作市江見370-2	V=196m3		
		6	田原配水池		美作市田原608	V=26m3		
		7	工業団地配水池		美作市上福原1587-3	V=366m3		
		8	黒藪調整池		美作市上福原1353-2	V=20m3	45	
		9	高原調整池		美作市田渕1005-4	V=10m3		
		10	鈴家配水池	有	美作市山外野1007-2	V=181m3		1回/1週間
		11	鈴家調整池		美作市鈴家567-5	V=27m3		1回/3ケ月
		12	田渕調整池		美作市鈴家507-4	V=9m3		
		13	柿ケ原調整池		美作市柿ケ原553	V=3m3		
		14	国貞調整池		美作市国貞1478	V=15m3		
		15	柳調整池		美作市万善1466	V=2m3		
		16	江見配水池		美作市江見175-8	V=366m3		
		17	藤生配水池		美作市川北1807	V=38m3	46	
		18	南海配水池		美作市南海304-2	V=30m3		
		19	江見東配水池		美作市竹田637-1	V=113m3		
		20	土居西配水池		美作市土居2761	V=94m3		
		21	土居西調整池		美作市土居2735-2	V=10m3		
		22	片伏低区配水池		美作市土居1529-4	V=120m3	47	
		23	片伏高区配水池		美作市土居1265-1	V=120m3		
		24	川生田調整池		美作市土居1429	V=17m3		
		25	白水配水池		美作市白水448	V=44m3		
		26	札の内配水池		美作市白水2622	V=52m3		
		27	角南配水池		美作市角南751-5	V=48m3		
		28	万の台低区配水池		美作市土居3298-43	V=114m3		
		29	新土居増設配水池		美作市土居1324-1	V=107m3	49	
		30	蓮花寺配水池		美作市蓮花寺669-3	V=56m3		
		31	蓮花寺調整池		美作市蓮花寺437-2	V=4m3		
		32	北部調整池		美作市日指1194-2	V=56m3		
		33	小の谷配水池		美作市小ノ谷387-2	V=120m3		
		34	宮原配水池		美作市宮原1692	V=188m3	52	
		35	峠配水池		美作市宮原2084-1	V=50m3		
		36	大聖寺配水池		美作市大聖寺451-1	V=50m3	57	
		37	岩辺配水池		美作市岩辺131-2	V=115m3		
		38	奥瀬戸調整池		美作市瀬戸161-1	V=5m3		
		39	粟井配水池		美作市鷲巣782-1	V=500m3		
		40	土師配水池		美作市鷲巣798-2	V=139m3		
		41	横田配水池		美作市小野777	V=17m3		
		42	小房配水池		美作市小房483	V=75m3		
		43	梶原配水池		美作市梶原608-3	V=86m3		
		44	梶原調整池		美作市梶原608-3	V=8m3		
	加圧ポンプ	45	黒藪加圧ポンプ室		美作市上福原1353-2	φ50×0.24m3/min×11kw 2台	8	1回/1カ月
		46	南海加圧ポンプ室		美作市川北1807	φ32×2.07m3/min×7.5kw 2台	17	
		47	片伏低区加圧ポンプ室	有	美作市土居1529-4	φ40×0.1m3/min×3.7kw 2台	22	1回/1週間
		48	白水水源加圧ポンプ室	有	美作市白水415-1	φ50×0.16m3/min×5.5kw 2台 φ40×0.16m3/min×11kw 2台 φ32×0.1m3/min×3.7kw 2台		1回/1週間
		49	蓮花寺加圧ポンプ室	有	美作市土居1324-1	φ40×0.06m3/min×5.5kw 2台	29	1回/1週間
		50	吉野水源加圧ポンプ室		美作市山手68	φ40×0.16m3/min×7.5kw 2台		1回/1カ月
	加圧ポンプ	51	中西加圧ポンプ室		美作市宮原117-1	φ40×0.2m3/min×15kw 2台		1回/1カ月
		52	宮原加圧ポンプ室		美作市宮原1692	φ40×0.2m3/min×5.5kw 2台	34	
		53	瀬戸団地加圧ポンプ室		美作市鷲巣1014	φ40×0.15m3/min×15kw 2台		
		54	横田加圧ポンプ室		美作市小野572-1	φ32×0.09m3/min×4.0kw 1台 φ32×0.012m3/min×3.7kw 1台		
		55	川西加圧ポンプ室		美作市小野1896-1	φ40×0.02m3/min×7.5kw 2台		
		56	万の台高区増圧ポンプ室		美作市土居3298-38	φ40×0.54m3/min×2.2kw 2台		
		57	大聖寺増圧ポンプ室		美作市大聖寺451-1	φ50×0.9m3/min×3.7kw 2台	36	
	電動弁室	58	片伏電動弁室		美作市土居105-6地先	φ75 1台		1回/1カ月

2.施設の名称及び所在地(仕様書第1章第4条)、巡視点検(仕様書第2章第26条)

地区名	項目	番号	名称	追塩装置	所在地	施設概要	同一箇所	最低点検回数
勝田地区	取水場	1	津谷水源		美作市右手2639-2地先	伏流式		1回/3日
		2	木地山水源		美作市右手1514地先	伏流式		
		3	大熊谷水源		美作市右手1432-1地先	伏流式		
		4	予備水源		美作市右手2550-1	伏流式		
	浄水場	5	梶並浄水場		美作市右手1445-12	膜ろ過式 φ25×0.01m3/min×2.2kw 2台 φ32×0.06m3/min×3.7kw 2台	6	1回/1日
	配水池	6	大熊谷配水池		美作市右手1445-12	V=186m3	5	1回/3ケ月
		7	津谷配水池		美作市右手2635	V=108m3		
		8	土井中配水池		美作市右手2061	V=40m3	21	
		9	土の河内配水池		美作市右手2202-2	V=36m3		
		10	美ノ坂調整池		美作市右手3639-1	V=45m3		
		11	久原配水池		美作市久原4296	V=195m3		
		12	碇谷配水池		美作市東谷上2028-4	V=122m3		
		13	金原調整池		美作市東谷上1194-3	V=11m3		
		14	豊成上調整池	有	美作市東谷上596-4	V=10m3		1回/1週間
		15	豊成下調整池		美作市東谷上730-2	V=9m3		
		16	駿口調整池		美作市東谷上164-3	V=8m3		
		17	真殿調整池		美作市真殿3169-2	V=44m3		
		18	楮配水池		美作市楮362-2	V=122m3		
		19	久賀配水池	有	美作市久賀1878-11	V=1,700m3		1回/1週間
		20	宗掛配水池		美作市宗掛262-20	V=21.3m3		1回/3ケ月
	加圧ポンプ	21	土井中ポンプ室		美作市右手2061	φ32×0.04m3/min×3.7kw 2台	8	1回/1ヶ月
		22	阿草ポンプ室		美作市右手2896-2	φ32×0.13m3/min×2.2kw 2台		
		23	塩谷ポンプ室		美作市真殿2076-2	φ40×0.09m3/min×7.5kw 2台		
		24	碇谷ポンプ室		美作市東谷上2026-3	φ32×0.09m3/min×2.2kw 2台		
		25	本谷ポンプ室		美作市東谷上1583-7	φ32×0.13m3/min×2.2kw 2台		
		26	富阪ポンプピット		美作市東谷上552-1地先	φ100×0.5m3/min×5.5kw 2台		
		27	荒掘ポンプ室		美作市椿985-3	φ32×0.04m3/min×3.7kw 2台		
		28	宗掛ポンプ室		美作市宗掛4-3	φ40×0.16m3/min×5.5kw 2台		
		29	河内ポンプ室		美作市河内179	φ40×0.3m3/min×3.7kw 2台		
		30	西町第2ポンプ室		美作市真加部1156-3	φ40×0.3m3/min×1.5kw 2台		
		31	西町第4ポンプ室		美作市真加部1050	φ50×0.9m3/min×3.7kw 2台		

2.施設の名称及び所在地(仕様書第1章第4条)、巡視点検(仕様書第2章第26条)

地区名	項目	番号	名称	追塩装置	所在地	施設概要	同一箇所	最低点検回数
大原地区	取水場	1	第1水源		美作市古町463-9	φ80×0.8m3/min×3.7kw 2台	4	1回/3日
		2	第2水源		美作市古町467-3地先	φ65×0.49m3/min×3.7kw 2台		
		3	第3水源		美作市古町1649-1	φ65×0.10m3/min×7.5kw 2台		
	浄水場	4	大原街浄水場		美作市古町464	急速ろ過式 φ80×1.28m3/min×30kw 2台	1	1回/1日
	配水池	5	大原街配水池		美作市古町369-8	V=500m3	6	1回/3ケ月
		6	大原街増設配水池		美作市古町369-8	V=154m3	5	
		7	今岡配水池		美作市今岡480	V=344m3		
		8	西町配水池		美作市西町27-2	V=61m3		
		9	大吉東部配水池		美作市立石581-2	V=175m3		
		10	粟野第1配水池		美作市粟野874-3	V=125m3	19	
		11	粟野第2配水池		美作市粟野744-2	V=51m3		
		12	滝配水池		美作市滝1148	V=72m3		
	加圧ポンプ	13	中町増圧ポンプ所		美作市中町383-5	φ40×0.3m3/min×2.2kw 2台		1回/1カ月
		14	川上加圧ポンプ所		美作市川上888-2	φ40×0.22m3/min×3.7kw 2台		
		15	讃甘加圧場		美作市今岡165-4	φ65×0.55m3/min×15kw 2台		
		16	西町加圧ポンプ所		美作市西町49-2	φ40×0.024m3/min×5.5kw 2台		
		17	大吉東部中継場	有	美作市立石38-4			1回/1週間
		18	大吉西部加圧場	有	美作市赤田395-4	φ50×0.41m3/min×11kw 2台		1回/1週間
		19	粟野加圧ポンプ所		美作市粟野875-1	φ40×0.246m3/min×7.5kw 2台	10	1回/1カ月
		20	滝加圧ポンプ所		美作市滝1099-1	φ32×0.137m3/min×2.2kw 2台		
		21	東町加圧ポンプ所			V=2.5m3 50×65×3.7kw		1回/1カ月

2.施設の名称及び所在地(仕様書第1章第4条)、巡視点検(仕様書第2章第26条)

地区名	項目	番号	名称	追塩装置	所在地	施設概要	同一箇所	最低点検回数
東栗倉地区	取水場	1	第1水源		美作市後山242	φ50×0.35m3/min×1.5kw 2台	2･3	1回/3日
		2	第2水源			φ65×0.11m3/min×1.5kw 2台	1･3	
	浄水場	3	東栗倉浄水場		美作市後山242	急速ろ過式 φ50×0.4m3/min×5.5kw 2台	1･2	1回/1日
		11	入谷浄水場		美作市後山1234-22	緩速ろ過式		1回/1週間
	配水池	4	第1後山配水池		美作市後山1690-8	V=232m3	9	1回/3ケ月
		5	第2後山配水池	有	美作市後山1723-2	V=169m3		1回/1週間
		6	第3後山配水池		美作市後山1740-8	V=114m3		1回/3ケ月
		7	青野調整池		美作市東青野404-12	V=40m3		
		8	野原配水池		美作市野原200	V=42m3		
	加圧ポンプ	9	第1後山送水ポンプ室		美作市後山1690-8	φ50×0.17m3/min×11kw 2台	4	1回/1カ月
		10	野原ポンプ室		美作市野原53-2	φ40×0.1m3/min×5.5kw 2台		

3.業務実施におけるリスクマネジメント(仕様書第4章第36条)

責任の種類	責任の内容	責任分担	
		委託者	受託者
契約説明責任リスク	施設能力、各種条件、許認可内容等、委託者が提示した条件に瑕疵があった場合	○	
	委託者が提示した募集要領に誤りや条件変更があった場合	○	
事業範囲変更リスク	委託業務の範囲の拡大、縮小があった場合	○	
制度・法令リスク	委託業務に直接関係する法令等の変更があった場合	○	
	関係機関の行政指導、規制等により業務の中断または停止を招いた場合	○	
	受託者の責により、関係機関の行政指導、規制等による業務の中断または停止を招いた場合		○
	消費税等の税制変更があった場合	○	
経済変動リスク	インフレ・デフレによる大幅な物価変動により、業務の履行が困難となる場合	○	
契約不履行リスク	受託者の責による契約の不履行があった場合		○
	委託者の義務が履行されない場合	○	
第三者賠償リスク	受託者の責による事故等に伴い、第三者損害賠償が生じた場合		○
	委託者の責による事故等に伴い、第三者損害賠償が生じた場合	○	
事故発生リスク	施設の劣化等の瑕疵により事故が生じた場合	○	
	受託者の不適切な管理により損害や事故が生じた場合		○
	受託者の責によらない事象から波及した損害や事故が生じた場合	○	
需要変動リスク	配水量の増加、原水水質悪化による電力、薬品等の浄水処理コストの増が生じた場合	○	
	受託者の責による業務内容の変更を生じ、それに起因するコストの増を伴うとき		○
事業中止リスク	委託者の責による事業中止	○	
	受託者の責による事業中止		○
水道法上リスク	水道技術管理者の業務に関すること	○	
	その他水道法上の責任に関すること	○	○

4.個人情報の保護（仕様書第1章第23条）

（基本的事項）
受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務処理をするための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）
受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）
受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）
受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改鼠及び毀損の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）
受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（利用等の禁止）
受託者は、委託者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該事務の処理以外に利用し、または第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）
受託者は、委託者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

（再委託の禁止）
受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）
受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、または受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法よるものとする。

（事故発生時における報告）
受託者は、この「個人情報の保護」に違反する事態が生じ、または生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）
委託者は、受託者がこの「個人情報の保護」に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。